

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	障害者自立支援事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新見市は、障害者自立支援事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

岡山県新見市長

公表日

令和7年7月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者自立支援事務
②事務の概要	<p>新見市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)の支給可否の判断を行い、支給決定された方に、決定通知書とともに障害福祉サービス受給者証を通知する。</p> <p>番号法及び番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づいて、新見市は、障害者福祉に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	・障害者福祉システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・障害者福祉サービス、・自立支援給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表117の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号) 第60条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所総務部総務課総務係 電話:0867-72-6204
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所健康福祉部福祉課障害者福祉係 電話:0867-72-6126
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネットでの照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面においては、複数人での確認を徹底して行っている。これらの対策を講じていることから人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによって限定していることから、権限のない者によって使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月2日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	福祉課長 田枝 修己	福祉課長 高瀬 広視	事後	人事異動
平成28年5月2日	II ときい値判断項目 1.対象人数 いくつかの時点の計数か	平成27年3月17日時点	平成28年4月1日時点	事後	時点修正
平成28年5月2日	II ときい値判断項目 2.取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成27年3月25日時点	平成28年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月15日	II ときい値判断項目 1.対象人数 いくつかの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月15日	II ときい値判断項目 1.取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年5月15日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	福祉課長 高瀬 広視	福祉課長 吉田 征弘	事後	人事異動
平成30年5月15日	II ときい値判断項目 1.対象人数 いくつかの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年5月15日	II ときい値判断項目 2.取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年5月15日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事	新見市は、児童福祉法、身体障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障	新見市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続に	事後	重複事務の修正
平成30年5月15日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	・障害者福祉サービス、・自立支援給付ファイル、・特定障害者手当	・障害者福祉サービス、・自立支援給付ファイル	事後	重複事務の修正
平成30年5月15日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	事後	重複事務の修正
平成30年5月15日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	重複事務の修正
平成30年5月15日	II ときい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	重複事務の修正
令和1年5月15日	II ときい値判断項目 1.対象人数 いくつかの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年5月15日	II ときい値判断項目 2.取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年5月15日	II ときい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	重複事務の修正
令和2年5月15日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	福祉課長 吉田 征弘	福祉課長 武田 義和	事後	人事異動
令和2年5月15日	II ときい値判断項目 1.対象人数 いくつかの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年5月15日	II ときい値判断項目 2.取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月18日	II ときい値判断項目 1.対象人数 いくつかの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月18日	II ときい値判断項目 2.取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月24日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和4年7月8日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	福祉課長 武田 義和	福祉課長 清水 健治	事後	人事異動
令和4年7月8日	II ときい値判断項目 1.対象人数 いくつかの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	II ときい値判断項目 2.取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年7月7日	II ときい値判断項目 1.対象人数 いくつかの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年7月7日	II ときい値判断項目 2.取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年7月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法の別表第二に基づいて、新見市は、障害者福祉に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	番号法及び番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づいて、新見市は、障害者福祉に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年7月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の84の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第60条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表117の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条	事後	番号法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(8、11、16、20、53、87、108、116の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項(57の項) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」のうち、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(108の項) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」のうち、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(109の項) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」のうち、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(109の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年7月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	福祉課長 清水 健治	福祉課長	事後	
令和6年7月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年7月11日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年7月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部福祉課	健康福祉部福祉課	事後	時点修正
令和7年7月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所福祉部福祉課障害者福祉係 電話:0867-72-6126	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所健康福祉部福祉課障害者福祉係 電話:0867-72-6126	事後	時点修正
令和7年7月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年7月11日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年7月11日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		項目の追加	事後	様式変更による
令和7年7月11日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	様式変更による